

令和7年度

要 覧

豊橋市少年愛護センター

目 次

1	豊橋市少年愛護センターの概要.....	1
	(1) 豊橋市の概要.....	1
	(2) 施設の概要.....	2
	(3) 沿革.....	2
	(4) 組織と事業.....	3
	(5) 主な活動.....	4
	(6) その他の活動.....	6
2	豊橋市少年愛護センター関係職員名簿.....	6
3	豊橋市少年愛護センター運営要綱.....	7
4	豊橋市少年愛護センター補導委員設置要綱.....	8
5	豊橋市少年愛護センター補導委員会会則.....	9

1 豊橋市少年愛護センターの概要

(1) 豊橋市の概要

豊橋市は、愛知県の東南端に位置し、昔は吉田藩7万石で東は弓張山系を境に静岡県浜松市・湖西市と接しており、地形は概ね平坦で、東の山地から西の三河湾へと穏やかに傾斜し、南部は台地を形成し、急な崖で太平洋に面し、市域は県下54市町村中6番目の広さとなっている。気候は温暖に恵まれ農業、工業、商業がバランスよく発達した都市である。

中でも全国的に有数の農業産出額を誇り、また、海の玄関豊橋港は、昭和47年に国際貿易港として開港以来、本市の発展に大きな役割を果たしてきた。平成9年には、蒲郡・田原港と統合して三河港となり、自動車の輸出入を中心に物流拠点として発展を続けている。

また豊橋駅は、JR東海道新幹線・東海道本線・飯田線、名古屋鉄道、豊橋鉄道が集合する東三河の玄関口として、同地域の文化と産業発展の基盤となっている。

(令和7年3月1日現在)

市制施行	明治39年8月1日
市役所の所在地	愛知県豊橋市今橋町1番地
人口	365,599人 男 183,284人 女 182,315人
世帯数	166,079世帯
学校	小学校 52校 中学校 23校(うち私立1校) 高等学校 11校(県立7校、市立1校、私立3校) 大学・短大 5校(国立1校、私立4校) 専修学校 2校(市立) 聾学校 1校(県立) 特別支援学校2校(県立、市立)
コミュニティ施設	生涯学習センター(分館を含む)22館 校区市民館(分館を含む)50館
おもなまつり	うめまつり(向山梅林園) 1月~3月 鬼祭(安久美神戸神明社) 2月 納涼まつり(夜店、豊橋公園周辺) 6月 祇園祭(吉田神社、豊川河畔) 7月 炎の祭典(豊橋球場及び周辺) 9月 羽田祭(羽田八幡宮) 10月 豊橋まつり(市内各所) 10月 大名行列(二川宿本陣資料館周辺) 11月

(2) 施設の概要

名 称	豊橋市少年愛護センター
設置運営主体	豊橋市教育委員会
主管部局課名	教育部生涯学習課
設置年月日	昭和39年7月1日
所在地	豊橋市牟呂町字東里26番地 豊橋市青少年センター内
電 話	0532-21-9123
F A X	0532-21-9124



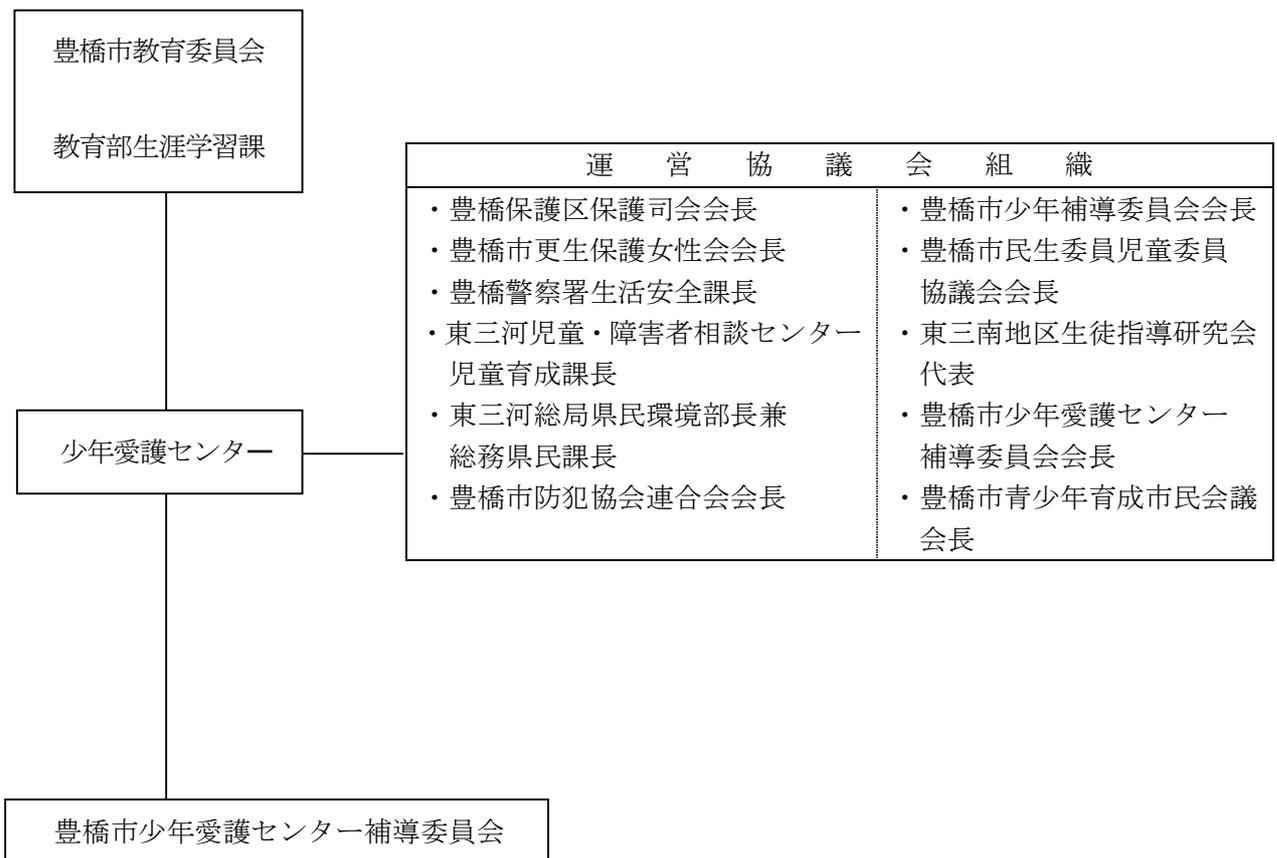
(3) 沿革

昭和33年 8月	警察、学校、防犯、民生の代表者が協議のうえ、豊橋少年補導センターを豊橋市駅前大通二丁目22番地、豊橋市公民館内に設置、常駐警察官によって補導連絡、少年相談等の業務を開始
昭和36年10月	東三河少年補導センターと改称し、勤労関係の参加協力を求め、事務職員を配置
昭和39年 5月	事務所を豊橋市役所構内旧兵舎に移し警察派遣の婦人補導員2名を配置
昭和39年 7月	豊橋市条例で、豊橋市少年愛護センターを設置し、東三河少年補導センターと併設
昭和41年 4月	更生保護会館（田村記念館 豊橋市大国町60番地）建設により、両センター共に同所に移転
昭和45年 4月	専任職員（嘱託）を配置
昭和55年 4月	所管が福祉事務所から教育委員会に変更、同時に更生保護会館内から豊橋市青少年センター（豊橋市牟呂町字東里26番地）内に移転

昭和58年	1月	豊橋市青少年センター内から、豊橋市総合福祉センター（現豊橋市八町地域福祉センター 豊橋市八町通五丁目9番地）内に移転、同時に東三河少年補導センターも同所に移転、より一層の業務連携と総合的な補導活動を実施
平成11年	4月	愛知県警察が、総合福祉センターに「少年サポートセンター豊橋」設置
平成14年	3月	「東三河少年補導センター」廃止
平成23年	4月	再び豊橋市青少年センター内（豊橋市牟呂町字東里26番地）に移転しとよはし若者サポートステーションとともに「子ども・若者総合相談窓口」を開所
平成25年	3月	「豊橋市少年愛護センター」「子ども・若者総合相談窓口」を中央棟から研修棟3階に移転
平成27年	4月	「豊橋市少年愛護センター」は教育委員会生涯学習課から新設のこども未来部こども未来政策課へ編入、「子ども・若者総合相談窓口」はこども未来部こども家庭課へ編入
平成29年	10月	「子ども・若者総合相談窓口」が「ここにこ」東隣に移転し、「こども若者総合相談支援センター（ココエール）」として開設
令和2年	4月	「こども若者総合相談支援センター（ココエール）」内に移転
令和5年	4月	教育委員会教育部生涯学習課へ編入、ココエールから豊橋市青少年センター（豊橋市牟呂町字東里26番地）内研修棟3階に移転

(4) 組織と事業

① 組織



② 少年愛護センターの事業

- 1 青少年の非行及び問題行動等を早期に発見するための街頭補導
- 2 青少年の保護育成に関連する機関又は団体等との連携及び協議
- 3 青少年の非行防止に関する啓発活動
- 4 その他青少年の生活を明るくし、非行を未然に防止するために有効と認められる事業

③ 補導委員会の事業

補 導 委 員	高 等 学 校 補 導 委 員 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 研修調査・補導活動に関する総合的企画 2 校区内補導員の育成指導 3 関係団体との連絡協調・会員相互の親睦 4 非行防止及び健全育成に関する啓発 5 地域合同補導 <ul style="list-style-type: none"> ・地域連携会議 中学校区を単位とする市民館等での情報交換 ・中心街等合同補導 中心街（豊橋駅等）における合同補導活動及び祭礼、催事等における補導活動
	中 学 校 生 徒 指 導 研 究 部	
	小 学 校 生 徒 指 導 研 究 部	
	小 ・ 中 学 校 P T A	
	青 少 年 育 成 校 区 指 導 員	
	保 護 司	
	主 任 児 童 委 員	
	更 生 保 護 女 性 会	
	警 察 署 ス ク ー ル サ ポ ー タ ー	
	協 力 店	

(5) 主な活動

- ① 地域合同補導
 - ア 地域連携会議
6月～翌年3月、中学校区ごとに実施
 - イ 中心街等合同補導
6月～翌年3月、毎月実施
- ② 協力店における万引き調査
四半期ごとの1年間
(協力店5店舗)
- ③ 非行防止等を目的とした小中学校向け出前講座
少年愛護センター職員が実施

④ 地域合同補導地区別構成一覽

	中学校 教 諭	小学校 教 諭	中学校 P T A	小学校 P T A	校 区 指 導 員	保 護 司	主任児 童委員	更生保護 女 性 会	合 計
北 部	1	3	1	3	3	1	3	3	18
南 部	1	2	1	2	2	1	4	2	15
東 陽	1	2	1	2	1	1	3	1	12
東 陵	1	1	1	1	1	1	2	1	9
青 陵	1	4	1	4	4	1	7	4	26
南 稜	1	4	1	4	4	1	4	2	21
章 南	2 (うち高校1)	2	1	2	2	1	2	2	14
高 豊	1	3	1	3	3	1	4	1	17
南 陽	1	2	1	2	2	1	4	2	15
高 師 台	1	2	1	2	2	1	4	2	15
本 郷	1	2	1	2	2	1	4	0	13
牟 呂	1	2	1	2	2	1	4	2	15
東 部	1	3	1	3	3	1	5	3	20
豊 岡	1	2	1	2	2	1	3	1	13
前 芝	1	1	1	1	1	1	2	1	9
二 川	1	3	1	3	3	1	3	3	18
五 並	1	2	1	2	2	1	2	2	13
吉 田 方	1	1	1	1	1	1	3	1	10
豊 城	1	2	1	2	2	1	4	2	15
羽 田	1	2	1	2	2	1	4	2	15
中 部	1	4	1	4	3	1	7	2	22
石 巻	1	5	1	5	5	1	5	4	27
合 計	23	54	22	54	52	22	83	43	353

※章南は、専修学校教諭1名が参加

(5) その他の活動

- ① 補導委員研修会
補導委員全員を対象に年1回開催
- ② 管外研修会
年1回開催
- ③ 啓発・街頭活動
随時

2 豊橋市少年愛護センター関係職員名簿

職 名	氏 名	備 考
教育委員会教育部生涯学習課長	多米田 悟司	小・中学校 生徒指導教科指導員 岩田小学校 亀山恵介
同 課 課長補佐	大漉 伸一	
同 課 主 査	朝倉 裕詞	
同 課 センター担当	金原 紀男	
少年愛護センター所長	海住 貴司	
少年愛護センター(会計年度職員)	木村 守之	

3 豊橋市少年愛護センター運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青少年の健全な育成を図るため、豊橋市少年愛護センター（以下「少年愛護センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(業務の内容)

第2条 この要綱において、少年愛護センターは、おおむね次の業務を行う。

- (1) 青少年の非行及び問題行動等を早期に発見するための街頭補導
- (2) 青少年の保護育成に関連する機関又は団体等との連携及び協議
- (3) 青少年の非行防止に関する啓発活動
- (4) その他青少年の生活を明るくし、非行を未然に防止するために有効と認められる事業
(運営協議会)

第3条 少年愛護センターの運営上必要な事項を協議するため、少年愛護センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会は、市長が任命又は委嘱する委員20人以内をもって組織する。

3 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 運営協議会は、必要に応じ開催するものとし会長がこれを招集し、会議の議長となる。

5 運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 運営協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補導委員)

第5条 少年愛護センターに補導委員を置く。

2 補導委員は、少年を愛護補導する関係機関及び団体から推薦を受けて市長が任命又は委嘱する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

4 豊橋市少年愛護センター補導委員設置要綱

(設 置)

第1条 青少年の健全育成に関する推進者として、豊橋市少年愛護センターに豊橋市少年愛護センター補導委員（以下「補導委員」という。）を置く。

(職 務)

第2条 補導委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 当該地域内で開催される青少年育成関係の会議に出席し、情報交換及び合同補導等の活動の推進と援助を行う。
- (2) 小中学校、青少年育成関係者などとの連絡・協調を行う。
- (3) その他、本市の青少年の健全育成全般について指導・援助・活動を行う。

(委 嘱)

第3条 補導委員は、次の要件を満たす者の中から市長が委嘱する。

- (1) 人格、識見ともにすぐれ、健康で活動力を有する者
- (2) 青少年の健全育成に理解と熱意を有する者
- (3) 社会的信望が厚く、地域内の関係機関・団体と円滑な連携を保ち得る者

2 前項の規定による委嘱は、次のとおりとする。

- (1) 小中学校PTAからの推薦者
- (2) 更生保護女性会からの推薦者
- (3) 保護司会からの推薦者
- (4) 民生委員児童委員協議会（主任児童委員）からの推薦者
- (5) 市内高等学校・市立小中学校長から推薦された生徒指導担当者
- (6) 校区自治会からの推薦された青少年育成校区指導員

(委嘱の期間)

第4条 補導委員の委嘱期間は第3条第2項の1から5については1年とし、第3条第2項の6については、2年とする。ただし、補欠により委嘱された者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、校区の新設に伴い新たに委嘱された者の任期は、他の補導委員の残任期間と同じとする。

(解 職)

第5条 補導委員は次の各号のいずれかに該当する場合は解職されることがある。

- (1) 補導委員としての能力又は適性を著しく欠く場合。
- (2) 精神又は身体に著しい障害があるため、職務に耐えられない場合。

(補導委員証)

第6条 補導委員に青少年育成校区補導委員証（様式1。以下「補導委員証」という。）を交付する。

(附 則)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

5 豊橋市少年愛護センター補導委員会会則

(名称及び組織)

第1条 この会は、豊橋市少年愛護センター補導委員会（以下「本会」という。）と称し、豊橋市少年愛護センター補導委員（以下「補導委員」という。）をもって組織する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、豊橋市少年愛護センター内に置く。

(目的)

第3条 本会は、補導委員相互の交流及び活動の充実を図り、少年愛護センターの活動を推進するとともに、少年の非行防止及び健全育成を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 補導活動を円滑に進めるための交流及び情報交換
- (2) 補導活動に関する総合的企画
- (3) 資質向上を図るために実施する研修
- (4) 各校区補導委員の育成指導
- (5) 非行防止及び健全育成に関する啓発
- (6) 関係各団体との連絡協調
- (7) その他目的に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 監事 2名
- (5) 理事 各中学校区から1名及び小・中学校生徒指導教科指導員、小学校または中学校生徒指導研究部長・高等学校生徒指導代表

(役員を選出)

第6条 会長、副会長、会計及び監事は、理事の中から選出し、総会において承認を求める。ただし副会長のうち1名は小・中学校生徒指導教科指導員をもって充てる。

- 2 理事は、各中学校区補導委員の互選により推薦された者をもって充てる。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が選出されるまではその職務を行う。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計処理にあたる。
- (4) 監事は、本会の会計監査にあたる。
- (5) 理事は、本会の運営にあたる。

(顧問)

第9条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ必要なる事項に参画する。
- 4 顧問は任期1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第10条 会議は、役員会、理事会及び総会とし、会長が召集し議長となる。

- 2 総会は、年1回開催する。ただし、必要ある場合は臨時に開催することがある。
- 3 総会は、次に掲げる事項を承認する。
 - (1) 前年度の事業報告及び収支決算
 - (2) 会則の改正及び役員の変更
 - (3) 当該年度の事業計画及び収支予算
 - (4) その他必要と認める事項
- 4 理事会は、必要に応じ会長が招集し、総会に関する事項及び会の運営に関する事項を協議する。

(経費)

第11条 本会の経費は、市委託金及び寄付金等をもってこれに充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については理事会において定める。

付則

この会則は、昭和61年5月27日から施行する。

付則

この会則は、昭和62年5月29日から施行する。

付則

この会則は、平成元年5月31日から施行する。

付則

この会則は、平成11年5月27日から施行する。

付則

この会則は、平成13年5月30日から施行する。

付則

この会則は、平成22年5月11日から施行する。

付則

この会則は、平成23年5月31日から施行する。

付則

この会則は、平成28年4月28日から施行する。

付則

この会則は、令和2年4月23日から施行する。

豊橋市民愛市憲章

わたくしたちが住んでいる豊橋は、ながい伝統と静かな自然につちかわれて発展してきました。この土地はおたがいの生活の根拠の地であり、市民の共通の郷土でもあります。

この豊橋をさらに、豊かな明るい美しい理想的な近代都市にするため、ここに愛市憲章をさだめました。

わたくしたち豊橋市民は

1. 心をあわせ美しい町をつくりましょう
1. よく働き豊かな町をつくりましょう
1. 愛情をもちあたたかい町をつくりましょう
1. きまりを守り明るい町をつくりましょう
1. 教養をたかめ文化の町をつくりましょう

豊橋市少年愛護センター

TEL 21-9123

FAX 21-9124

◇ 青少年の被害・非行防止に取り組む市民運動

(夏期 7月1日～8月31日)

(冬期 12月20日～1月10日)

◇ 子ども・若者育成支援市民運動

(11月1日～11月30日)

◇ 家庭の日市民運動

(2月1日～2月28日)